

事務連絡
令和3年12月14日

都道府県
指定都市
中核市

民生主管部局社会福祉施設等担当 御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

社会・援護局保護課

社会・援護局地域福祉課

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

老健局高齢者支援課

社会福祉施設等における耐震化整備及びブロック塀等の改修について

社会福祉施設等における防災・減災対策等については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき取り組んできたところであり、令和2年12月11日には「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、社会福祉施設等の耐震化整備、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備整備、水害対策強化について、さらに加速化・深化を図ることとしております。

また、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」及び「社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況調査」により、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における対策目標に対して未だ社会福祉施設等の耐震化やブロック塀の整備が不十分であったことが明確になり、今後、より一層の対策推進が求められているところです。

このため、各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、それぞれが把握している・昭和56年以前に建築された施設のうち耐震化整備が必要な施設・安全性に問題のあるブロック塀等の改修が必要な施設において、各補助事業が活用可能であることを当該施設の事業者にも周知いただくようお願いいたします。

厚生労働省では、令和3年度補正予算案において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、児童福祉施設約53億円、障害福祉関係施設約85億円、高齢者施設約56億円、地方改善施設約3億円を計上しています。現在、別添のとおり耐震化整備及びブロック塀等の改修に係る国庫補助協議を実施していますので、積極的な協議をお願いいたします。※高齢者施設、地方改善施設の協議については今後発出予定。

【照会先】

子ども家庭局関係施設について

子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係

TEL: 03-5253-1111 (内線: 4961)

E-Mail: jidouseibi@mhlw.go.jp

社会・援護局地域福祉課関係施設について

社会・援護局地域福祉課予算・生活改善係

TEL: 03-5253-1111 (内線: 2857)

E-Mail: chiiki-yosan@mhlw.go.jp

社会・援護局保護課及び障害保健福祉部関係施設について

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係

TEL: 03-5253-1111 (内線: 3035)

E-Mail: fukuzai@mhlw.go.jp

老健局関係施設について

老健局高齢者支援課施設係

TEL: 03-5253-1111 (内線: 3927)

E-Mail: kiban-seibi@mhlw.go.jp

事務連絡
令和3年11月29日

都道府県
各指定都市 次世代育成支援対策施設整備交付金ご担当者様
中核市

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課
施設調整等業務室 調整係

令和3年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議について
(令和3年度第1次補正予算案追加協議)

平素より、児童福祉行政の推進につきまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議については、「令和3年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」(令和3年2月5日付子発0205第2号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「協議通知」という。)に基づき実施しているところです。

今後国会審議を予定しております令和3年度第1次補正予算案については、令和3年11月26日に閣議決定されたところであり、これに伴い、追加協議を実施いたしますので下記の事項にご留意いただき、必要となる協議書を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和3年12月17日(金) 郵送必着

2 協議対象事業

(1) 産後ケア事業を行う施設の整備

産後ケア事業については、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)において、2024年度末までの全国展開を目指すこととされているところ、令和2年度時点の実施市町村数は1,158市町村となっている。

未実施市町村の取組を推進するため、産後ケア事業の創設、増築及び増改築に係る整備費について、補助率1/2相当額を2/3相当額に引き上げる。

※補助基準額については別途ご連絡します。当該事業について、協議書を提出される場合は、事前に当課までご連絡くださいますようお願いいたします。

(2) 感染症対策の観点から実施する施設の整備

感染症対策の観点から実施する施設の整備事業を申請する際には、協議書様式第3号-2においてその旨を記載するとともに、整備内容がどのように感染症対策となるのか、具体的に記載すること。その際、以下の点に留意すること。

ア 衛生環境の改善を目的としたトイレ及び調理場の改修を行う場合については、床の乾式化を行うことを要件とする。その際に一体的に実施する改修工事は、必要最低限

の範囲で、その必要性が合理的に説明できるものに限り補助対象とする。

イ 手洗い場の整備を行う場合については、新規設置だけでなく既存設備の改修も対象となるが、手洗いの徹底のための増設や非接触型蛇口の設置等、衛生環境の改善を目的とすることが合理的に説明できるものに限り補助対象とする。

ウ ア、イ以外の整備については、整備内容がどのように感染症対策となるのかを合理的に説明できるものに限り補助対象とする。

(3) 防災・減災にかかる事業

◎「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく整備について
平成30年度から令和2年度にかけては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく整備を実施してきたところ、令和3年度から令和7年度までの5年間にについては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づく整備を実施し、施設の耐震対策を引き続き推進する。
については、協議書(様式第3号)に5か年加速化対策に基づく事業への該当の有無を記載する欄を設けているので、該当する事業として申請を行う場合は、「有」を記載すること。対象整備事業は以下のとおりとする。

- 施設の耐震化を図る整備
- 防犯対策強化整備事業(ブロック塀等の安全対策に係る工事に限る)
- 緊急災害時用の自家発電の整備
- 水害対策強化にかかる事業(都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設において行われる、水害対策のために必要な補強改修工事や設備の整備等)

(例)

- ・ 迅速な垂直避難を可能とするためのエレベーター設置工事
- ・ 迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・ 利用児童や職員が避難する事ができるスペース確保のための改修工事 等

3 留意事項

(1) 協議書のファイリングの方法について

- ・ 協議書は各2部(1部ごとファイルにとじて)ご提出ください。
- ・ 同じ市町村内で複数の施設を申請される場合は、1冊のファイルで施設毎に、施設名を記載した仕切り紙を用いて区分してください。
- ・ ファイリングの順番については、次の順とし、それぞれの書類の先頭にインデックスを貼った仕切り紙を入れてください。

- ①「担当者名簿(都道府県)」
- ②「担当者名簿(市町村)」
- ③「様式第1号」
- ④「様式第2号」
- ⑤「様式第2号別紙」
- ⑥「様式第4号」※該当する協議のみ
- ⑦A施設「様式第3号」
- ⑧A施設「様式第5号」※該当する協議のみ
- ⑨A施設参考資料

(例)「見積書(公的機関+工事請負業者2社)」※大規模修繕等、見積書の添付が必要な整備のみ

- ⑩B施設「様式第3号」

:

(2) 見積書の添付について

大規模修繕等及び防犯対策強化整備事業は、公的機関の見積もりと工事請負業者2社の見積もりを比較して一番低い価格を交付基礎額としているところですが、公的機関の見積もりを取得していない事例が散見されており、協議書類の差し替えに多大な時間を要しております。必ず、公的機関及び工事請負業者2社の見積書を取得の上、協議書に添付の上、協議いただくようお願いします。

(3) 提出期限について

提出期限を大きく超過する自治体が見受けられます。予算執行の見込みを立てることが困難であるため、期限厳守にご協力くださいますようお願いいたします。

(4) 今後の協議募集について

進捗が芳しくない事業について、前年度と同様、今年度も、減額の変更協議募集を行います。時期等の詳細については別途ご連絡しますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

【問合せ先】
厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課
施設調整等業務室 調整係
TEL : 03-5253-1111 (内線 4960・4961)
Mail : jidouseibi@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和3年11月29日

各都道府県 保育所等整備交付金ご担当者 様

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課
施設調整等業務室 調整係

令和3年度保育所等整備交付金に係る協議について
(令和3年度第1次補正予算案追加協議)

平素より、児童福祉行政の推進につきまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年度保育所等整備交付金に係る協議については、「令和3年度における保育所等整備交付金に係る協議について」(令和3年2月5日付け子発 0205 第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「協議通知」という。)に基づき実施しているところです。

今後国会審議を予定しております令和3年度第1次補正予算案については、令和3年11月26日に閣議決定されたところであり、これに伴い、追加協議を実施いたしますので下記の事項にご留意いただき、必要となる協議書を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和3年12月17日(金) 郵送必着

2 協議対象

(1) 令和4年度に予定している保育所等の定員増を図る施設整備のうち、令和3年度中に前倒しをして着工するもの

(2) 感染症対策の観点から実施する施設の整備

感染症対策の観点から実施する施設の整備事業を申請する際には、協議書様式第2号-2においてその旨を記載するとともに、整備内容がどのように感染症対策となるのか、具体的に記載すること。その際、以下の点に留意すること。

ア 衛生環境の改善を目的としたトイレ及び給食調理場の改修を行う場合については、床の乾式化を行うことを要件とする。その際に一体的に実施する改修工事は、必要最低限の範囲で、その必要性が合理的に説明できるものに限り補助対象とする。

イ 手洗い場の整備を行う場合については、新規設置だけでなく既存設備の改修も対象となるが、手洗いの徹底のための増設や非接触型蛇口の設置等、衛生環境の改善を目的とすることが合理的に説明できるものに限り補助対象とする。

ウ ア、イ以外の整備については、整備内容がどのように感染症対策となるのかを合理的に説明できるものに限り補助対象とする。

(3) 防災・減災にかかる事業

◎「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく整備について
平成30年度から令和2年度にかけては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく整備を実施してきたところ、令和3年度から令和7年度までの5年間については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づく整備を実施し、施設の耐震対策を引き続き推進する。
については、協議書(様式第2号-1)に5か年加速化対策に基づく事業への該当の有無を記載する欄を設けているので、該当する事業として申請を行う場合は、「有」を記載すること。対象整備事業は以下のとおりとする。

- 施設の耐震化を図る整備
- 防犯対策強化整備事業(ブロック塀等の安全対策に係る工事に限る)
- 緊急災害時用の自家発電の整備
- 水害対策強化にかかる事業(都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設において行われる、水害対策のために必要な補強改修工事や設備の整備等)

(例)

- ・ 迅速な垂直避難を可能とするためのエレベーター設置工事
- ・ 迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・ 利用児童や職員が避難する事ができるスペース確保のための改修工事 等

3 留意事項等

(1) 協議書のファイリングの方法について

- ・ 協議書は各2部(1部ごとファイルにとじて)ご提出ください。
- ・ 同じ市町村内で複数の施設を申請される場合は、1冊のファイルで施設毎に、施設名を記載した仕切り紙を用いて区分してください。
- ・ ファイリングの順番については、次の順とし、それぞれの書類の先頭にインデックスを貼った仕切り紙を入れてください。
 - ①「担当者名簿(都道府県)」
 - ②「担当者名簿(市町村)」
 - ③「様式第1号」
 - ④A施設「様式第2号」
 - ⑤A施設「様式第2号別紙」
 - ⑥A施設参考資料

「按分率算定表」※認定こども園の整備のみ

「見積書（公的機関+工事請負業者2社）」※大規模修繕等、見積書の添付が必要な整備のみ

「路線価図及び土地の概要資料」※定期借地権設定のための一時金加算を適用する場合のみ

⑦B施設「様式第2号」

：

：

⑧新子育て安心プラン実施計画

⑨「保育所等整備交付金 補助率嵩上げ確認様式（R02.1.20 事務連絡別添1）」

※補助率の嵩上げの原則要件に合致しない市町村で補助率の嵩上げを希望する場合のみ

(2) 見積書の添付について

大規模修繕等及び防犯対策強化整備事業は、公的機関の見積もりと工事請負業者2社の見積もりを比較して一番低い価格を交付基礎額としているところですが、公的機関の見積もりを取得していない事例が散見されており、協議書類の差し替えに多大な時間を要しております。必ず、公的機関及び工事請負業者2社の見積書を取得の上、協議書に添付の上、協議いただくようお願いします。

(3) 認定こども園の整備に係る対象経費等の按分方法について

認定こども園の整備に係る対象経費等については、保育を実施する部分と教育を実施する部分の各々の床面積割合で按分することとしています。また、「保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金における対象経費の按分の取扱いについて」（平成30年2月16日付事務連絡）において示している按分率算定表等が添付されていない事例が散見しています。認定こども園の整備については、必ず、按分率算定表等が協議書に添付されているか確認の上、協議いただくようお願いします。

(5) 提出期限について

提出期限を大きく超過する自治体が見受けられます。予算執行の見込みを立てることが困難であるため、期限厳守にご協力くださいますようお願いいたします。

(4) 今後の協議募集について

進捗が芳しくない事業について、前年度と同様、今年度も、減額の変更協議募集を行います。時期等の詳細については別途ご連絡しますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

【問合せ先】
厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課
施設調整等業務室 調整係
TEL：03-5253-1111（内線 4960・4961）
Mail：jidouseibi@hlw.go.jp

事 務 連 絡
令 和 3 年 12 月 3 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等施設整備費所管課 御中
中 核 市 (障害福祉施設及び保護施設)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
保 護 課

令和3年度補正予算(案)等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について

標記の国庫補助金に係る協議については、令和3年度補正予算(案)の成立が前提であり、成立後に正式に通知することとなるが、事務処理に支障を来さぬよう、本事務連絡にて、協議事項等について事前に周知するものである。

協議にあたっては、以下の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県市」という。)における施設整備計画協議書等を各地方厚生(支)局宛提出されたい。(提出日は別途地方厚生(支)局より指示。)

1 令和3年度補正予算(案)に係る社会福祉施設等施設整備費について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、社会福祉施設等については、防災・減災・国土強靱化推進の観点から、耐災害性強化を図ることとされ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)では、社会福祉施設等の耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化及び非常用自家発電設備対策を推進することとされている。こうした取組を進めるため、社会福祉施設等施設整備費補助金については、令和3年度補正予算(案)において約85億円を計上しているところである。

2 補助対象事業について

令和3年度補正予算成立後の協議(以下「本協議」という。)にあたっては、補正予算の早期執行の観点から、各都道府県市において今年度内の議会に予算を計上する等、今年度に対応が可能なもの(いわゆる「地方繰越」で対応できるもの)を

登録いただきたい。

登録に際しては、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(平成17年10月5日厚生労働省発社援1005003号事務次官通知)の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び本事務連絡の内容を確認の上、協議されたい。

3 整備方針について

(1) 整備対象について

近年予算を上回る協議となっていることから、各都道府県市においては、今回の協議にあたっては、以下の「優先的な整備対象について」にご留意いただき、優先順位を付して協議されたい。

また、本協議における整備対象について、当該都道府県並びに市町村の障害福祉計画等に位置づけられているか及び「(2)留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただくとともに、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画(以下「第6期障害福祉計画等」という。)に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

<優先的な整備対象について>

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や就労支援事業所等の整備を図るもの(停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を含む)
- ケ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- コ アスベストの除去等の整備を図るもの

- サ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- シ 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- ス 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- セ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- ソ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの
- タ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- チ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- ツ 障害児入所施設に入所する18歳以上の者（過齢児）が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの

（2）留意すべき事項について

障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、地域生活移行を推進する観点から、基本指針において令和5年度末時点において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6パーセント以上を削減することを基本としている。

このため、定員数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限るものとし、かつ、当該市町村の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合は、施設整備の必要性はもとより、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画及び都道府県の入所定員に係る計画などを提示することを条件とする。

また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第6期障害福祉計画等に位置付けられていることを条件とする。

この他、次の事項に留意されたい。

- ア 単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象とする
- イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービス等の需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること
- ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること
- エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること
- オ 建設用地の確保が確実であると認められること
- カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること
- キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること
- ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること
- ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること

また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出にあたっては、以下のとおりとする。

- 地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）
 - ・1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価（＋短期入所整備加算）
 - ・1つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2（＋短期入所整備加算）
- 日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）
 - ・1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価＋短期入所整備加算
 - ・1つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2＋短期入所整備加算

コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること（ただし、8「水害対策強化整備について」に基づき、エレベーター設置工事を行う場合はこの限りではない。）

サ 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと

シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること

ス 創設の場合は、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害児・者の安全面に配慮すること

セ 国土強靱化地域計画に位置づけられ整備を行うものについては、当該計画の該当部分を添付すること。なお、申請時に計画が未策定であって、補助の決定時までには策定される見込みである場合は、策定予定時期を明示すること。

4 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

施設整備費において、高率の補助や政策融資など公費で賄われる仕組みを悪用した事件が発生したことを契機に、施設整備に係る審査及び法人認可に係る審査をより厳格に行うことが不可欠となっている。

については、3の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

(1) 設置主体の適格性の審査

ア 設置主体である社会福祉法人等の適格性の審査に当たっては、法人認可担当等の、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により審査を行うこと

イ 社会福祉法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと

ウ 特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと

エ 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人を設立する場合と同様、厳格な審査を行うこと

オ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること

カ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、その適格性について十分に審査されたいこと

(2) 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）、社会福祉充実計画

ア 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）がある場合には、法人の経営判断を十分に尊重した上で、法人が策定している社会福祉充実計画について、どのような既存事業の充実又は新規事業に活用する計画にあるかを確認すること

イ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、各種財務書類にて確認されたいこと

(3) 並行審査

ア 社会福祉法人の設立に伴う国庫補助協議について、独立行政法人福祉医療機構の融資を受ける場合は、各都道府県市が行う法人審査及び同機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしていること

イ このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は同機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、当該法人から申請のあった施設整備には、内示を行わないこととしているので十分留意されたいこと

ウ なお、同機構への融資申請が国庫補助協議よりも著しく遅延することのないよう、法人に対して指導されたいこと

エ ア～ウについては、法人が同機構からの融資を受けようとする場合における留意点であり、社会福祉法人の設立に当たって民間金融機関からの融資を妨げるものではないこと

(4) 対象施設の決定及び公表

ア 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること

イ 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること

ウ 公表は、設置主体（社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は「設立準備委員会」とし、役員就任予定者も公表すること。

5 耐震化整備について

(1) 以下の整備内容を対象とする。

- ・ 新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物について改築、民老、大規模修繕を行うもの
- ・ 新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物(賃貸を含む。)を廃止して別の建物に移転(創設、大規模修繕)を行うもの

(2) 過去に補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について耐震化整備を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日社援発第0417001号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、手続きに遺漏がないようご留意願いたい。

6 非常用自家発電設備及び給水設備の整備について

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(平成17年10月5日)1の(2)、(8)③及び④に基づき整備(既存設備の増設・改造を含む。)を行うものを対象とすることとし、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択する。

また、非常用自家発電設備の整備については、防災基本計画(令和3年5月 中央防災会議)において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされているので、ご留意いただきたい。

なお、これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、安全面にご留意いただきたい。

※(参考URL) 防災基本計画(令和3年5月中央防災会議)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf

7 ブロック塀等の改修整備について

「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」(平成28年11月18日社援発1118第3号)に基づき安全性に問題があるブロック塀等の改修整備を行うものを対象とする。

8 水害対策強化整備について

障害者支援施設等における水害対策を推進するため、補正予算(案)において水害対策のための施設整備事業を行うこととしており、その事業内容については以下のとおりとする。

(1) 対象事業

障害者支援施設等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難を行うために必要な整備

(例)

- ・ エレベーター未設置施設へのエレベーター設置工事
- ・ 車椅子での迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・ 施設の安全な場所に避難するために、利用者や職員が避難できるような十分なスペース確保のための改修工事
- ・ 非常用自家発電設備等の電気設備を水害から守るために、施設の屋上等に移設するための工事
- ・ 施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事
- ・ 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための移転改築整備を図るもの

(2) 対象施設(対象区域内に所在する以下の施設)

- ・ 障害者支援施設
- ・ 障害児入所施設
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 短期入所事業所
- ・ 宿泊型自立訓練事業所
- ・ 救護施設
- ・ 更生施設
- ・ 宿所提供施設

※ 対象区域

- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第9条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する施設
- ・ 水防法第14条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・ 水防法第14条の2により、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・ 水防法第14条の3により、都道府県知事が、高潮浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律第53条により、都道府県知事が指定した津波災害警戒区域又は同法第72条により都道府県知事が指定した津波災害特別警戒区域内に所在する施設
- ・ 地すべり等防止法第3条により、主務大臣が指定した地すべり区域又は地すべり防止区域内に所在する施設
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により、都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内に所在する施設
- ・ その他、水害における被害の発生の危険性が認められ、各自治体の地域防災計画等により指定されている施設

(3) 留意事項

申請施設の選定にあたっては、建物の立地や構造等に留意すること。
(例) 浸水想定区域については、最大浸水深に応じて優先する 等

9 感染防止対策整備について

(1) 対象事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための以下の整備

ア 新型コロナウイルスの感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業

イ 簡易陰圧装置や換気設備の設置工事

ウ 特に一棟に多くの入所者が生活している施設であって、新型コロナウイルスの集団感染を防止するために、施設の小舎化を図る整備

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族と利用者の面会を安全に実施するための整備・改修

(エの例)

- ・ 家族と利用者が接することのないようにするため、面会室への出入り口を複数設ける整備
- ・ 対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための整備
- ・ 「密」を避けるための家族面会室の複数設置や拡張（床面積の拡大）
- ・ 家族面会室の入り口に消毒等を行う玄関室等の設置
- ・ 家族面会室がない場合の新規整備

(2) 対象施設

- | | | |
|-----------|--------------|-------------|
| ・ 障害者支援施設 | ・ 障害児入所施設 | ・ 共同生活援助事業所 |
| ・ 短期入所事業所 | ・ 宿泊型自立訓練事業所 | ・ 救護施設 |
| ・ 更生施設 | ・ 宿所提供施設 | ・ 無料低額宿泊所 |

(3) 留意事項

ア 感染防止対策を実施するための9(1)アからエの整備については、各整備の性質を鑑み、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成17年10月5日厚生労働省発社援1005003号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」3に掲げる整備区分に基づいて協議を行うこと。

なお、整備区分を「大規模修繕等」として協議を行う場合、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発0625第3号社会・援護局長通知）に基づき、総事業費が、入所施設にあっては100万円以上、共同生活援助事業所・短期入所事業所・無料低額宿泊所にあっては30万円以上のものを補助対象とするので留意すること。

イ 社会福祉施設等施設整備費補助金においては、内示前に着工した事業は補助対象外であるが、「令和2年度社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補

助協議に係る留意点について」（令和2年12月21日付け事務連絡）の2の(3)に記載している通り、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、緊急的に着手せざるを得なかった9(1)アの事業に限り、引き続き内示日に関わらず補助対象とする。

ウ 本事業は、令和2年度一次・三次補正予算の本省繰越額の残額により執行を行うことから、「令和3年度における繰越しについて」（令和3年10月22日付け会発1022第9号）に基づき、「事故繰越」を行うことができる事業を対象とする。

10 財産処分について

国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」（平成21年10月6日社援保第1006第1号、障障発第1006第1号）に基づき、同通知別紙1の財産処分（取壊し）協議書を添付すること。

11 行政手続の簡素化について

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において示された行政手続簡素化の方針を受け、本補助金についても、平成30年度当初予算に係る協議より協議様式をエクセル化し、一部都道府県市において試行的に協議の電子化を可能としていたところ。今後更なる手続きの削減を図るため、本協議については、公印つき書類を除き原則としてメール送付等による電子媒体（DVD等の電子記録媒体の郵送での代替を含む。）での協議とし、内示後の申請手続きにおける必要書類のうち本協議と同一の書類については、添付を省略できるのでご留意いただきたい。

(参考URL)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index.html>

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ① 社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④ 社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

府省庁名：厚生労働省

①耐震化整備

箇所：約1,024ヵ所

<児童関係施設等：約595ヵ所、障害児者関係施設：280ヵ所、介護関係施設：65ヵ所、その他関係施設：84ヵ所>

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等の耐震化を推進する。

②非常用自家発電設備整備

箇所：約2,857ヵ所

<児童関係施設等：約5ヵ所、障害児者関係施設：約495ヵ所、介護関係施設：約2,350ヵ所、その他関係施設：約7ヵ所>

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

③ブロック塀等改修整備

箇所：約1,472ヵ所

<児童関係施設等：約385ヵ所、障害児者関係施設：約255ヵ所、介護関係施設：約820ヵ所、その他関係施設：約12ヵ所>

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

④水害対策強化

箇所：約1,690ヵ所

<児童関係施設等：約45ヵ所、障害児者関係施設：約470ヵ所、介護関係施設：約1,175ヵ所>

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

児童福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策

令和3年第1次補正予算案 次世代育成支援対策施設整備交付金 14億円
保育所等整備交付金 39億円

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく4つの緊急対策を実施する。

- ① 児童福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④ 児童福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

①耐震化整備

箇所：595カ所

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：児童福祉施設等の耐震化を推進する。

②非常用自家発電設備整備

箇所：5カ所

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：児童福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

③ブロック塀等改修整備

箇所：385カ所

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：児童福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

④水害対策強化

箇所：45カ所

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

施策名:隣保館の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策)の更なる促進

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)を踏まえ、地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして地域住民が利用する施設である隣保館の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策)について、更なる促進を図る。

② 対策の柱との関係

I		II		III				IV
①	②	①	②	①	②	③	④	
								○

③ 施策の概要

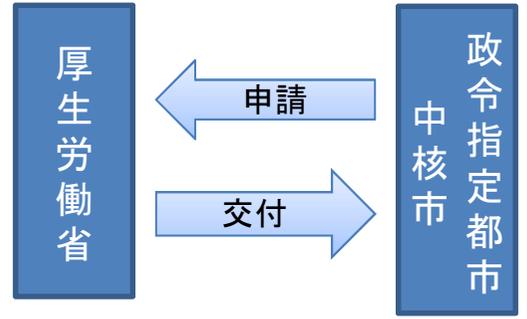
隣保館の耐災害性強化対策として、以下の整備に要する費用を補助する。
 ① 耐震性が無い場合の耐震化整備
 ② 倒壊の恐れがある等、安全性に問題のあるブロック塀等が設置されている場合の改修整備

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

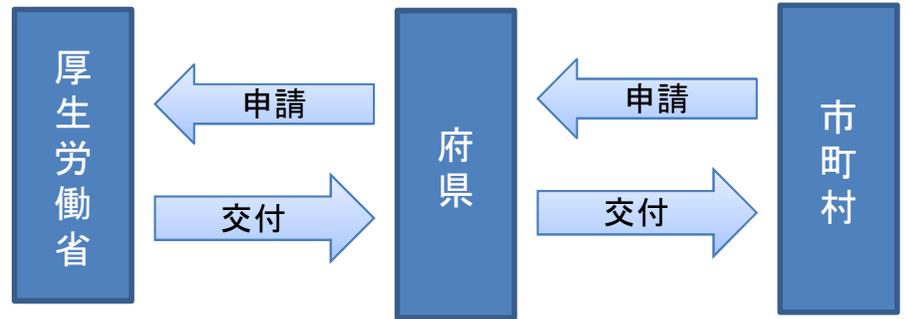
【実施主体】:市町村
 【補助率】:国1/2、政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、府県1/4、市町村1/4

※補助金の流れ

(実施主体(設置主体)が政令指定都市・中核市の場合)



(実施主体(設置主体)が一般市町村の場合)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

隣保館の耐災害性強化対策を講じるために必要な費用を補助し、隣保館及び利用者の安全を確保する。

障害者支援施設等における耐震化整備等支援事業 (社会福祉施設等施設整備費補助金)

令和3年度補正予算案：85億円

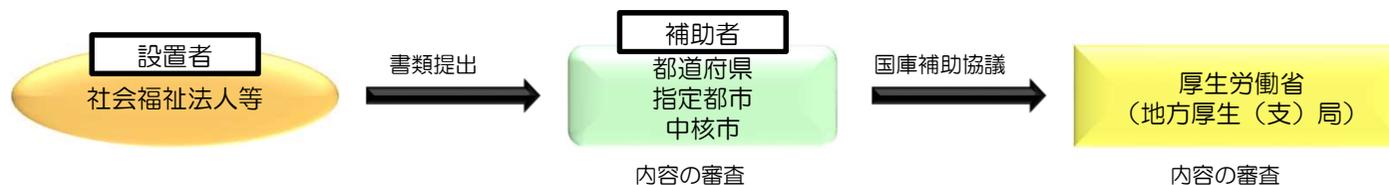
- 障害福祉サービス施設、事業所等の防災・減災対策を講じるための施設整備（耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、浸水被害等に備えた改修等）に要する費用を補助する。

防災・減災対策

- 近年の自然災害を教訓に、障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、浸水被害等に備えた改修等の防災・減災対策を進める。



補助割合 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4



「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**耐震化改修**のほか、**非常用自家発電の整備**、**水害対策に伴う改修等**、**倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修**の対策を講じる。

① 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、非常用自家発電設備の設置や水害対策に伴う改修等を促進

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

② 高齢者施設等の非常用自家発電・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備の設置、水害対策に伴う改修等を促進

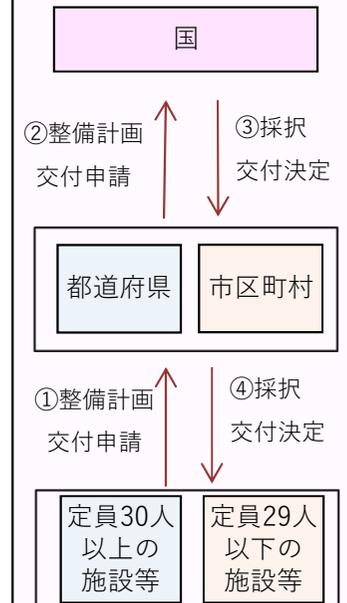
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
			ii	なし	総事業費80万円/施設

③ 高齢者施設等の安全対策強化事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進

ブロック塀等の改修	施設種別	補助率	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし

補助の流れ



【参考】「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）（抜粋）

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

・ **社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）**